

批評・紹介

中國古代帝國の形成と構造

——二十等爵制の研究——

西嶋 定 生 著

一九六一年三月 東京大學出版會刊 A5版 五八七頁

本書の著者西嶋氏は一九四九年に「中國古代帝國形成の一考察——漢の高祖とその功臣」(歴史學研究第一四一號)を發表し、さらにそれは「古代國家の權力構造」(「國家權力の諸段階」所收)によつて普遍的な體系化が試みられ、これまでの漢代史の個別實證的な研究に對し、大膽に秦漢帝國形成の基礎的構造を説明する見解を示した。これより後の秦漢史の研究はこの西嶋氏の論に對する賛否をめぐつて展開されたと言つてもあながち過言ではないであらう。

しかし氏の論はその後、増淵龍夫・守屋美都雄・濱口重國等の諸氏によつて批判が加えられた。その結果、西嶋氏は前記の論について、漢の高祖の初期劉邦集團の權力構造と、皇帝となつて後の權力構造とは別個のものと考えねばならないと反省した。一方において西嶋氏は漢代史にしばしば現われる二十等爵制についての研究を鋭意進めた。とくにこの爵制が居延漢簡に相當多く現われていることは、氏の爵制研究の意欲をますます増大せしめたようである。その結果がこの大著となつて世に問われたものである。本書は秦漢帝國においては、皇帝が一般人民を個別人身的に支配しているとし、爵

制はこのことを如實に示していることを述べたものである。氏の論旨はまことに明快であり、また本書の結言においては、簡単な概略もなされてあり、ここにあらためて内容の簡単な紹介を試みることは、かえつて氏の大著の意圖に對する曲解となる恐れもある。しかし以下の本書に對する概観は、言うまでもないことであるが、私なりの理解の加わつたものであることを前置きして述べてみよう。

序章の「中國古代社會の構造的性質に關する問題點」は、中國古代帝國形成に關しての中國・日本を通じての學說史的展望で、結論としては、秦漢帝國の皇帝による人民の個別人身的支配が實現される場としての皇帝と人民との内面的結合に基く秩序構造の具體的把握と、その形成過程の探求が必要であるとす。この觀點からの氏のこれまでの諸家の説に對する批判は、氏の本領を遺憾なく發揮した鋭いものである。

第一章の「二十等爵制の構造」においては、(1)公士(2)上造(3)響農(4)不更(5)大夫(6)官大夫(7)公大夫(8)公乘(9)五大夫(10)左庶長(11)右庶長(12)左更(13)中更(14)右更(15)少上造(16)大上造(17)駟車庶長(18)大庶長(19)關内侯(20)徹侯(通侯・列侯ともいう)という二十等爵制についての從來の研究は、「爵制というものは官によつて規定された位階であるという考え方」に立っているので、非歴史的なものとなつているとし、この榮譽の授與者としての皇帝權力の具體的秩序構造の場としての爵制を考察しなければならぬとし、以下において、西嶋氏の立場からの秦漢爵制の制度的内容を説明される。漢書の百官公卿表によれば、爵は「以て功勞を賞す」とあるが、漢代において多く見られるのは、國家の大事に廣汎に一般人民に賜與される民爵(民爵とは(1)公士より(8)公乘に至る八級を指す)であり、そしてこの賜爵を爵制

本来の性格が弛緩した結果とする説には反対している。爵稱が軍職の名稱に語源があるとしても、軍制そのものとは考えられないが、また爵を軍職とまったく無関係なものであるとできないとしている。漢代においても、軍功によって民爵が與えられた事實はあるが、これを爵の本質と考えることはできないとしている。さらに納粟授爵および賣爵があるが、これは結局において富人が與り得る機會が多く、ある意味では軍功に對する賜爵と同様の性質があるとしている。また徙民賜爵があるが、これも特殊な場合としか考えられず、結局において、國家の大事に賜與せられる民爵こそ一般人民が有爵者となる一番多くの機會であるという。

第二章の「民爵賜與の方法とその對象」は、漢代の民爵賜與の事例の判明する九〇例（前漢五四例、後漢三六例）を擧げ、これを漢代の賜爵の場合の網羅されたものとして論を進めている。賜爵は一般もしくは二級の賜爵が普通であるが、無爵者に初めて一般與えられると公士となり、二級與えられると上造となり、公士の者にさらに一般與えられると上造となるように、賜爵は累積される。故に公乘の者は累積して八級賜與の機會があつたことになる。しかし民爵の最高は公乘で、一般の庶民はこの上の五大夫に進むことはできなかった。以上のことを論證する史料として居延漢簡の一六二・一四（圖版之部五一三頁）の「豆卅七 公乘鄭宋里戴通 卒 故小男丁未丁未丙辰戌寅乙亥癸巳癸酉令賜各一級丁巳令賜一級」等の一六二函一連の簡を用いている。そして丁未以下の干支は賜爵發令の日を示すものと解する。私は賜爵一級・二級等が氏の言われる如く累積されて公乘に至るということには同意見であるが、この一六二函の西嶋氏の解釋が「二五六分の二五五」の確率で適中しているとするに

は、その論證過程にあまりにも多くの推測が加わっており、これらの簡に對する西嶋氏の苦心の研究には敬意を表しつつも、氏の解釋に同意することは留保しておきたい。次に民爵賜與の對象は、戸籍に登録された編戸の良民で、奴隸・賤民・罪人・刑徒は除外された。そして賜爵は「男子」に對してなされるとあるが、この男子は唐の顏師古以來「家長」と解されてきた。しかし西嶋氏は「男子」の語義を詳細に検討し、男子は家長や長男に限定されるものではなく、奴隸等は除くすべての男子に及ぶものとされたのは、唐代以來の蒙を啓くものとして、氏の功績を高く評價しなければならぬであろう。次に受爵の年齢は小男（七歳—一四歳）からとしているが、この考えに一部矛盾のあることは、すでに河地重造氏の本書の批評（史學雜誌第七〇篇第一一號）において述べられている。また有爵者に最高年齢の制限はないという守屋氏の説は採用されている。この章の最後においては、漢書の功臣表、および漢簡中に現われる公士・上造の有爵者の具體例を、前述の氏の説く賜與の諸條件にあてはめて矛盾はないものとしているが、その論證にはかなり無理と感ぜられる點もないではない。また多數の例のある公乘については検討の結果を示されないで、この點については後に觸れることとする。

第三章の「二十等爵制の機能——とくに民爵について」においては、爵制は皇帝支配が實現される場であり、皇帝支配はこの場においてのみ可能であるという視角から論ぜられている。かの商鞅爵制に見られる田宅給與その他のこと、また周爵の封邑分有も爵の本質ではなく、周爵・秦爵を通じて見られる爵の本質はその身分編成に重點があり、またこの點を通じてのみ周爵・秦爵の統一の把握が可

能であるとし、爵に伴う特権はむしろ身分に附随するものと説かれている。しかし爵の一つの特権である刑罰減免は爵の本質的機能の一面とし、それを禮記曲禮の「禮は庶人に下らず、刑は大夫に上らず。」という禮・刑の考え方に結びつけられる。すなわち漢代の庶民が有爵者として禮の適用範囲に入ると考えられるのであるが、これは如何であろうか。一口に刑罰の減免といっても、その實體はかなり複雑であり、今少しくこの方面の實證的な研究の上に立った論義が必要ではあるまいか。結局において、西嶋氏は有爵者の第一義的特権としては、爵位の高下が私的な社會生活を規制している所でありとし、賜爵による身分形成を強調する。この點は氏の論のなかでもっとも重要な部分を占めているが、その實證として「九章算術」の狩獵の獲物の分配の場合、例えば響褱・上造・公士ならば、三・二・一の割合で配分する問題のあることを挙げる。算術の問題と現實の社會の關係は種々の解釋が可能であり、氏の立論の最重要部分の實證が九章算術である限り、この史料を發見せられたことを多としつつも、氏の論の薄弱さを感じるものである。西嶋氏は議論をさらに進めて、上述のような爵による身分形成の場として里のことを述べられる。里は政治的區劃の最下の單位であり、また自然聚落的な側面もあるが、この里が漢代の現實的生活の場であり、同時に政治的支配機構の末端であるという二面的性格を説いている。

第四章の「爵制的秩序の形成」においては、賜爵による身分的秩序は當時の社會的習俗と結合しているものであることを説く本書の中核をなす章である。それは賜爵が「赦天下」「賜女子百戸牛酒」「賜酺」と並んで行なわれることに注目し、また一方では郷飲酒禮を考察し、この禮の根本は齒位を正すこと、すなわち長幼の序を明

らかにすることにありとする。そしてこの齒位は原則的には民爵賜與による爵位の序列と矛盾しないという。それは爵制がすでに民間に潛在した齒位による秩序を國家の手によって具現化するものといひ、これこそ皇帝の個人的人身の支配の成立としたのである。さらに爵にはもともと飲酒の禮器の意味があることに注目して、飲酒儀禮が爵の本質であり、賜爵に伴って女子に百戸ごとに牛酒を賜り、賜酺のことがあるのは、この爵の二義がここにおいて統一に把握され、この飲酒儀禮の席の序列が爵次であるとし、この飲酒儀禮は里を單位として行なわれる。ここにおいて爵制的秩序は國家の秩序となり、巨大な統一帝國支配の構造を内面から支える一元的國家秩序の形成を賜爵は志向したものである。西嶋氏はこの爵制的秩序を一樣に普及したものと割り切ってしまうことは一應保留しているが、根本的には、爵制的秩序と、豪族集團や游俠集團などの多元的並列は無意味なものであるとし、爵制的秩序によって秦漢帝國の基礎構造の解明としている。

第五章の「二十等爵制の形成」は、前章までに論述された漢代の二十等爵制の戰國時代における成立過程の研究である。商鞅變法との關係、郡縣制の形成との關係、とくに初縣の構造などを重視している。

以上が私なりの氏の大著に對する概観である。この書物を読んで私が第一に感ずることは、これまでの爵制の研究が、氏の指摘によれば、爵は國家權力により制定せられた位階であるという考え方があったのに對して、西嶋氏は爵制を受け入れる側よりの考察をなし、爵制をして秩序たらしめるには當時の社會に内在する習俗がこの制度により顯在化するものでなければならぬとされる點であ

る。これはすこぶるすぐれた考え方と言わねばならないが、ここに問題となるのは、果してこの二十等爵制、とくにその中の民爵がこのような論に適合したものであるか否かの点である。このことが實現する場として里のことを挙げられるが、その里は氏も指摘される如く、「郷黨は齒に如くは莫し」（孟子公孫丑下）といわれる齒位による長幼の序の支配している所である。そこで氏は爵位と齒位はいずれも飲酒儀禮の場におけるものとして親近性があり、さらに爵位は賜爵によって編戸の良民の男子すべてに賜與せられ、それは賜與ごとに累積加算されるものであるから、低年者程爵級は低く、爵位と齒位の序列は矛盾なく合致するものであるという。勿論氏もそこには例外のあることは述べられているが、果して漢代の民爵の現實はそうになっているであろうか。居延漢簡に見える民爵所有者中年齡の判明する者のうち、各爵級につき一〇例以上現われる公士・大夫・公乘について年齢別の員數を調べてみると左表の如くなる。これは勞幹氏の釋文（中華民國四九年刊）によるもので、圖版之部を精査すれば多少の異動はあるう。この表によれば、第一級の公士は二三歳・二四歳にピークがあり、第八級の公乘は二八歳・三〇歳にピークがあり、七級の差が年齢では五・六歳のピークの差

爵級年齢別分布表（居延漢簡による）

年齢	爵級	
	公士	大夫
一八	／	1
一九	／	2

年齢	爵級	
	公士	大夫
二〇	／	1
二一	／	2

二二	2	／	／
二三	7	1	／
二四	3	2	／
二五	2	1	4
二六	／	1	1
二七	2	／	／
二八	／	2	4
二九	1	1	／
三〇	3	1	10
三一	1	／	／
三二	／	1	1
三三	／	／	／
三四	1	1	／
三五	／	／	1
三六	／	／	／
三七	／	／	1

三八	／	／	／
三九	1	／	1
四〇	／	1	1
四一	／	／	／
四二	／	／	2
四三	／	／	／
四四	／	／	1
四五	／	1	／
四六	／	／	／
四七	／	／	1
四八	／	／	／
四九	／	／	／
五〇	／	／	1
五一	／	／	／
五二	／	／	／
五三	／	／	1

となる。西嶋氏の所論の如くであるならば、公乘の平均年齢はもつと高齢の四十代・五十代とならねばならない筈である。四年に一回賜爵があるとすれば七級の差は約二八歳の差とならねばならないの

に、この表に見えるものはるかに接近している。また三〇歳位のものに里にて最高の民爵である公乗を多數に有する場合、齒位と爵位とは矛盾なく里の秩序を形成し得るであろうか。第五級の大夫は例が少ないが、二四歳・二八歳に二例あり、あとは一八歳より四五歳まで一例づつ分布している。しかしこの表は有爵時の年代が無視されており、本来ならば同一時の人の比較でなければ實證性に乏しいわけであるが、同一時の民爵の各階分布表の作製は史料不足のため到底困難であるから、このような表も止むを得ない。ともかくこの表で爵級間の年齢構成に大差が見られないのは、齒位と爵位の高下は矛盾するものではないという西嶋氏の論には簡單に従い得ないことを示しているのではあるまいか。

このほかにも第二章の有爵者の事例の漢簡中の場合、西嶋氏の擧げられなかった第八級公乗の事例を少しく検討してみよう。「公乗趙都年十八」（三四六・七 圖八頁）の趙都は年わずかに十八歳で民爵最高の公乗となっている。この三四六函のうちに、「神爵四年毋定入」（三四六・三五 圖四〇〇頁）があり、ほかに紀年の簡はないので、趙都が神爵四年に十八歳で公乗であつたとすれば（この方法は居延簡の取扱としては問題があるうが、今はこの西嶋氏の取法によっておく）、西嶋氏の賜與の事例中の「三一」（神爵四年、一八歳）、「三〇」（神爵元年、一五歳）、「二九」（元康四年、一四歳）、「二八」（元康三年、一三歳）、「二七」（元康二年、一二歳）、「二六」（元康元年、一一歳）、「二五」（地節三年、九歳）となり、西嶋氏の説に従い小男より賜爵の対象となつたとしても一級不足する。（十八歳では吏である可能性は少ない。）また「張掖居延甲渠候田塞有秩候長饒得長 秋里公乗趙陽令 詣尉 年廿一代田就（一

六〇・一一 圖三二一頁）の張陽は年二二歳で公乗である。（ただしこの人は有秩候長で庶民ではない。）一六〇函には「河平四年永始元年……」（二六〇・六 圖三三一頁）、「元延二年九月壬辰房日利以入備信」（一六〇・二〇 圖五二二頁）という紀年簡があり、張陽が元延二年に二二歳とすれば、「四八」（永始四年、一九歳）、「四七」（鴻嘉元年、一二歳）、「四六」（孝弟力田のみ）、「四五」（河平元年、二歳）となり、二歳の時を除けば、二級の事例しもなく、六級不足する。また「戍卒汝南郡西平中信里公乗李參年廿五 長十尺一寸」（一五・二二 圖一〇一頁）という簡があり、李參は二五歳で公乗となっている。一五函には「元延元年一月八日且爲他永它所」（二五・二二A 圖一〇二頁）、「建平三年閏月辛亥朔丙寅祿福倉丞徹……」（一五・一八 圖一〇二頁）という簡があり、成帝・哀帝のころのものと考えられ、建平三年に二五歳とすれば、「五〇」（綏和二年、二二歳）、「四九」（當父後者のみ）、「四八」（雲陽のみ）、「四七」（鴻嘉元年、九歳）、「四六」（孝弟力田のみ）、「四五」（河平元年、一歳）となり、九歳以上ではわずかに二回の賜爵のみで（當父後者に該當すれば三回）、六級不足となる。以上の三例のみでも西嶋氏の論とは簡單には合わず、どこかに問題が残っているようである。しかしこの私の論は、西嶋氏の推論と同じ程度で氏の説に對する否定的史料の提示も可能であるという位のことではないことはいうまでもない。

また西嶋氏は、爵制は一方では皇帝の賜與により權威づけられるものであるが、さらに一方では民間の習俗に根ざしたものとされるが、この習俗とは年齒による秩序にほかならず、九章算術の例では爵位が社會生活上の習俗となつていた可能性は示されても、現實に

そうだとする實證とはなし得ないことは先述した如くである。また郷飲酒禮の席次に爵次が用いられた直接の例證もあげられていないので、氏の論のなかで、爵位が民間習俗に融けこんだ所に漢代爵制の實體があるとされる点については、その推論には敬服するものがあるが、實證されたものとは認め難く、西嶋氏の爵制に對する考え方への賛成は保留し、私としては漢代の爵制は「官によって規定せられた位階」であるとする從來の考え方を修正するまでには至らない。

本書を読んで私は漢代の民爵は理念としては或は氏の言われるようなものであるかもしれないと考えるようになり、この點は氏の大著より教えられる所である。しかし前述の如く、氏の論が漢代社會の現實であり、また皇帝の齊民把握の實態であり、これこそ秦漢帝國の基礎構造の解明であるとされるならば賛成できない。さらにさかのぼって秦漢帝國を皇帝による人民の個別人身的支配であるとすると本書の大前提にも疑義はある。皇帝による人民の個別人身的支配というような一本に割り切った理解も問題である。これは氏が序章において「豪強もすべて一般庶民と同じく皇帝の支配の對象となるべき民であったのである」と言うが、これは理念と現實と混同した議論を生む懸念があるものである。これらについては史觀の相違もあるであろうが、漢初には氏族制が完全に崩壊し、そのほかにも皇帝と人民との中間に介在する何物もないのであろうか。爵制による秦漢帝國基礎構造の解明は、皇帝の齊民把握の實體のあまりにも觀念的な追求にのみ終って、矛盾を含んだ社會の分析に缺けているように思われる。この點が苦心の大著であり、また從來見られなかった爵制に對するいくつかの創見にも拘らず、秦漢帝國の基礎構造を

爵制に求めた氏の結論には承服できない點である。しかし本書は論理的にはすこぶる慎重に運ばれており、考えられる反對論、或は反對史料まで提示して、それに従わない理由を示し、明快な結論を提示して學界の批判を仰がれた氏の態度は偉とすべきである。學生時代以來畏敬する氏がこのような大著を完成せられたことは慶賀にたえない所である。しかし不幸にして西嶋氏の結論には従い得なかったが、歴史を常に高所よりダイナミックに解し、直ちに中國史の核心に迫ろうとされる氏の態度は、實證に汲々としている私などの以て範とすべき所であり、氏に對する畏敬の念は相變らず失われないものであることはあらためて申すまでもないことである。

(三六・一二・三〇 布目潮風)

朝鮮史研究

内藤 雋 輔 著

昭和三十六年十一月 東洋史研究會
A5版 六〇七頁 索引 二二頁

昨年三月、岡山大學を定年退官された内藤雋輔先生の多年にわたる研究の成果が、一書にまとめられて刊行されるに至ったことは、學徒のひとしく喜びとするところである。私事にわたって甚だ恐縮ではあるが、筆者は、岡山に赴任されるまえ、若かりし先生が、山谷大學の教壇に立たれていたころの受講生の一入であり、いま本書を手にするにあたって、教示にあずかった三十餘年前のこともどもが、そこはかとなく想い出されてくる。編集の方から紹介の一文を